

平成25年6月定例会 総務委員会（事前）

平成25年6月5日（水）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

藤田元治委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時34分）

議事に入るに先立ち、委員の派遣について、御報告いたします。

さきの委員会以降、大西委員から調査計画書の提出がありました。

内容は、5月29日から2日間、東京都環境局にて環境対策、特に太陽光発電の推進についての調査、東京都青少年・治安対策本部にて交通安全及び防犯対策についての調査を行うものであります。

いずれも、内容を確認の上、正副委員長において派遣決定し、許可いたしましたので、御報告いたしておきます。

なお、議長及び委員長あて、委員派遣調査報告書が提出されておりますことを申し添えておきます。

それでは、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、公安委員会関係の調査を行います。

この際、公安委員会関係の6月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①）

- 議案第10号 徳島県地方警察職員定員条例の一部改正について
- 報告第2号 平成24年度徳島県繰越明許費繰越計算書について
- 報告第9号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
- 報告第11号 損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告

【報告事項】

なし

吉岡警察本部長

私から、最近の治安情勢と県警察における主要施策の推進状況について御報告いたします。

本県の刑法犯認知件数は、本年4月末現在1,820件で、前年同期に比べて66件、4パーセント増加しております。特に、強盗等の凶悪事件を始め、高齢者が被害に遭われる振り

込め詐欺は後を絶たず、街頭犯罪等の身近な犯罪も増加傾向にあるなど、予断を許さない情勢にあり、なお一層の努力が必要であると考えております。

また、交通事故は、昨日現在、発生件数、死傷者数いずれも前年同期に比べて減少しておりますが、既に21名の方が亡くなられており、昨年同期に比べ倍増状態にあることから、更なる交通事故抑止対策の推進が急務であると認識しております。

続きまして、主要施策の推進状況について、御報告いたします。

第1は「身近な犯罪の抑止と安全・安心の確保」であります。

本年4月末現在、自転車盗や車上狙い等の街頭犯罪の認知件数は610件で、前年同期と比べ42件、7.4パーセントの増加、空き巣狙い等の侵入犯罪の認知件数は88件で、前年同期と比べ1件、1.1パーセントの増加となっております。これら県民に身近な犯罪を抑止するため、犯罪の発生状況を分析し、実態に応じてパトロールを強化するとともに、安心メール等による地域安全情報の提供や県民の自主防犯活動に対する支援等を推進しているところであります。特に、ストーカーや配偶者暴力事案等の「恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案」は、事態が急展開し、重大事件に発展するおそれもあることから、相談者やその家族等の安全を最優先に迅速かつ的確に対処することとしております。

また、県内においては、高齢者が被害に遭う振り込め詐欺が依然として発生しているほか、金融商品の購入等をもちかける振り込め類似詐欺の被害が増加しており、本年4月末におけるこれらの被害総額は約1億1,700万円にのぼっているところであります。このため、高齢者やその家族等への広報啓発活動を始め、金融機関等と連携した被害防止対策を推進しているところであります。

更に、サイバー犯罪に的確に対応するため、本年4月、本部生活環境課内に、サイバー犯罪対策室を設置するとともに、新たに2名のサイバー犯罪捜査官を特別採用し、体制の強化を図ったところであります。

第2は、「重要犯罪等の徹底検挙」であります。

本年4月末現在、殺人、強盗等の重要犯罪の認知件数は15件、検挙人員5人、検挙率73.3パーセントであり、認知件数は、前年同期に比べ、1件減少しております。3月以降、徳島市内の殺人未遂事件やコンビニエンスストアにおける強盗事件、石井町内の焼肉店における強盗事件等、重要犯罪が続発しましたが、その大半を早期に検挙いたしました。引き続き、未検挙事件の捜査を強化するとともに、重要犯罪等の発生時におきましては、早期検挙を図るため、迅速・的確な初動捜査を展開することとしております。

また、政治・行政・経済の不正を顕在化させ、社会的公正の実現に寄与することは警察の重要な使命でありますので、刑罰法令を多角的に適用し、構造的不正の摘発に努めることとしております。

暴力団対策につきましても、本年3月、六代目山口組傘下組織の幹部組員による詐欺事件を検挙したところですが、暴力団は、その組織実態を隠ぺいし、企業活動を仮装するなどして、資金獲得活動を活発化させる傾向にありますことから、取締りを強化するとともに、暴力団対策法や県暴力団排除条例の効果的な運用など、総合的な暴力団対策を推進す

ることとしております。

第3は、「交通死亡事故の抑止」であります。

本年に入り、交通死亡事故が多発し、5月には、徳島東地域に交通死亡事故多発警報が発せられたところであります。

亡くなられた方の8割近くが高齢者であることから、老人会等における交通安全教室を始め、シルバーセーフティチームや高齢者世帯訪問指導員等によるきめ細やかな交通事故防止指導、反射材の配付など、高齢者の交通安全対策を推進する一方、一般のドライバーに対し、事故防止意識を高め注意喚起を促す施策を推進しているところであります。

また、交通事故に直結する悪質・危険・迷惑性の高い交通違反の取締りを強化するとともに、全席シートベルト着用とチャイルドシート使用の徹底、自転車安全利用の促進等、交通死亡事故の抑止対策を強力に推進しているところであります。

第4は、「災害、テロ等緊急事態への対処の強化」であります。

まず、東日本大震災への対応につきましては、現在も、警戒活動等のため、県警察から被災地への派遣を実施しており、今後も継続することとしております。

一方、発生が危惧されております南海トラフの巨大地震につきましては、昨年8月、内閣府から公表された被害想定に続き、本年3月、時間経過とともに増加する第2次被害想定が公表されたところであります。その甚大な被害から県民を守るため、既存の大震災等警備計画等の見直しを進めるとともに、昨年度に新設した徳島県警察災害派遣隊の訓練を始め、防災関係機関、地域住民等と連携しての災害警備訓練を実施するなど、災害時における対応能力の向上を図ることとしております。

また、来年春、鳴門市の鳴門総合運動公園を会場に開催される「第25回全国みどりの愛護のつどい」に、皇族の御臨席が予想されますことから、本年4月、「徳島県警察警衛警備準備室」を設置し、関係機関と連携して事前準備を行っているところであります。

第5は、「現場執行力と警察活動基盤の強化」であります。

限られた人員で最大限の成果が挙げられるよう、優秀な人材確保に向けた採用募集活動を推進するとともに、若手警察官の早期戦力化や、現場執行力の強化に資する人事配置等を推進するなど、警察活動基盤の強化を図っているところであります。

また、県民の信頼と期待に応える警察活動を確実に遂行するため、職務倫理教養等を強力に実施しているところであります。

以上、県警察が取り組む主要施策の推進状況等について御報告いたしました。依然として厳しい治安情勢の下、組織の総力を挙げ、「安全・安心とくしまの実現」に向けて努力してまいります。

委員の皆様方におかれましては、今後とも、県警察に対する御指導のほどをよろしくお願ひ申し上げます。

池田警務部長

徳島県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例案について、御説明いたします。

お手元の資料の1ページを御覧ください。この度、国の平成25年度の当初予算において、全国の地方警察官545人の増員が認められたことにより、警察法施行令の一部が改正され、本県警察官の定員基準が3人増員されることとなりました。

これを受けまして、徳島県地方警察職員定員条例の一部を改正し、本県警察官の定員を3人増員するものであります。

具体的には、階級別の定員を、警部補423人を424人に、巡査部長436人を437人に、巡査448人を449人に、合計1,532人を1,535人に、改めるものでございます。

なお、公布の日から施行することとしております。

よろしくお願いいたします。

久次米警務部理事官

私からは、平成24年度繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

お手元の総務委員会説明資料の2ページを御覧ください。

平成25年度への繰越事業は、資料に記載のとおり2つの事業で、総額6,621万3,055円でございます。

まず、自動車運転免許センター等整備事業費の、5,476万7,055円については、新運転免許センターの改修工事に要する経費を繰り越したものであります。

次に、交通安全施設整備事業費の、1,144万6,000円については、国の補正予算を受けて、先の2月補正予算で措置された信号柱の更新に要する経費を繰り越したものであります。

以上、平成24年度繰越明許費繰越計算書について、御説明を申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

鹿山警務部参事官兼首席監察官

私からは、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について報告させていただきます。

交通事故が4件、捜査活動に伴う物損事故が1件の計5件でございます。

お手元の説明資料3ページを御覧ください。

1件目は、平成24年12月10日、刑事部生活安全企画課員が捜査車両を、緩やかな勾配のある場所で、駐車ブレーキを確実に行わないまま車両を離れたため、停車していた車両に追突した物損事故でございまして、県の賠償金額を5万652円と決定し、和解いたしました。

2件目は、平成25年2月1日、警備部公安課員の運転する捜査車両と相手方車両との交差点での出会い頭による物損事故でございまして、県の賠償金額を4万4,000円と決定し、和解いたしました。

3件目は、平成25年3月1日、警備部公安課員の運転する捜査車両と相手方車両との駐車場内での出会い頭による物損事故でございまして、県の賠償金額を5万7,600円と決定

し、和解いたしました。

4件目は、平成25年3月3日、徳島西警察署員の運転する事故処理用車が、三叉路交差点を左折する際に、内輪差を考慮しないまま左折したため、民家の門扉に接触した物損事故でございまして、県の賠償金額を44万6,633円と決定し、和解いたしました。

5件目は、平成25年2月28日、三好警察署員が、遺体の入っていない空の棺を渡し、家族に損害を与えた賠償事案でございまして、県の賠償金額を5万円と決定し、和解いたしました。

専決処分の報告は以上でございます。

藤田元治委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申し合わせがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

また、質疑時間につきまして、委員1人当たり、1日につき答弁を含めおおむね40分とし、委員全員が質疑を終わって、なお時間がある場合、又は重要案件については、委員長の判断で弾力的な運用を行うこととする申し合わせがなされておりますので、議事進行につき御配意のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

木南委員

今、公安委員長から、公安委員会の仕事は県民の安全と安心を確保することだということ、本部長からは、総力を挙げて県民の安全安心を確保するという決意が答弁されました。

特に、警察、公安委員会というのは、県民の安全・安心を守るのはもちろんであります。信頼を得ることが肝要かというようなことも思います。

この3月末だったと思うんですが、目を疑うような新聞記事を見たわけでありまして。今回の議会で、今も説明がありましたように、損害賠償が5万円、専決処分が出たわけでありまして。これは捜査活動に伴う物損事故ということでありまして、今年の3月24日の新聞記事、「遺体引き渡しミス」という記事が載ったわけでありまして。私は、何人かの県民に意見を聞いてみると、ここでは発表もできないような厳しい評価でありました。

2月に起こったということ、今6月ですから、かなり時間がたったわけですが、これは県民に、あるいは議会に、やはり詳細に報告すべきではないかと思っておりますので、この週末について御説明をいただきたいと思っております。

鹿山警務部参事官兼首席監察官

ただいま木南委員から御質疑がありました事案について、御説明申し上げます。

事案の概要、並びにその原因等について説明させていただきたいと思っておりますが、本年2

月，三好警察署におきまして，成人の男性変死体が検視されました。御遺体に関し，一連の捜査後，県外に住む御遺族の方が遺体を確認し，最終的に御遺族は，三好市内での火葬を希望したところでございます。後日の2月28日，遺体が納められていると思い込んだ捜査員2名が，空の棺を三好警察署から三好の火葬場まで搬送し，そのまま引き渡し，焼却されました。今回の物損事故については，その5万円でございます。

この原因に関しまして調査したところ，三好署の遺体安置所に置かれていました棺，これにすでに遺体が入っているものと思い込んだ捜査員のミスでございますが，死体を取り扱っていた捜査員と，この棺を運んだ捜査員，これが別々であったということで，捜査員同士の引継ミスというのが，主な原因でございます。今回，そのミスによりまして，御遺族に負担をかけたこととお詫びしたいと思っております。以上でございます。

木南委員

主たる原因は引継ミスということであったんですが，今回の報告事項の中に，賠償のことが数件ある。損害賠償が数件あったわけでありまして，パトカーが事故を起こすことは，あってはならない。しかし，その問題とこれとは全く異質だと，私は思うんですね。

原因が引継ミスで終わらせられるのかどうか，そこら辺りどんなお考えですか。

鹿山警務部参事官兼首席監察官

主たる原因については，ただいま申し上げました引継ミスでございますが，本件を詳細に確認しましたところ，いろんな要因が重なっております。本来，御遺体については，こうしなさい，ああしなさい，といった指示，というか文章が元々ございます。それに基づいて，御遺体については，家族に引き渡す等やっているところでございます。

今回，この事案の発生を受けまして，主管部におきまして，当然その原因となった関係捜査員等に厳しく指導注意をするとともに，捜査幹部によりまして，今回の遺体の引き渡しの基本的な部分，これについて各署指導を回っております。また，関係通達等を発出しまして，二度とこういうことがないように，指導しているところでございます。

木南委員

二度と起こしてはならないことなんですが，これはやっぱりマニュアルに欠陥があったのか，まったくヒューマンエラーなのか，というところがあると思うんです。これは不幸中の幸いで，空を渡したから良かったんですよ。幸いにして空を渡したということなんですが，違うエラーも可能性があったわけですよ。そこら辺の深刻さっていうのが，県民は分かっただけですよ。だからやっぱり，そのことを説明すべきでないかと思うわけですが，どうでしょう。

鹿山警務部参事官兼首席監察官

木南委員がおっしゃったとおり，今回の事案の根本の部分について，恐ろしい部分は，

遺体の取り違い等であります。県警としまして、全国警察も同じなんですが、遺体の取り違いに関しては、いろんな要件が定められておまして、御遺体の確認をすとか、もしくは、マークを付けるとか、ということそれぞれやっているところがございます。ですから、そのシステム自体については、それぞれの要綱が定められておるにもかかわらず、基本的な部分の確認ミスが今回の大きな要因だと考えておまして、それについてそれぞれ指示を徹底したところがございます。

木南委員

結局は、マニュアルの欠陥じゃなくて、ヒューマンエラーだということが言えるわけですか。

鹿山警務部参事官兼首席監察官

ヒューマンエラーも一つのことだろうと思います。マニュアルについてもそれが徹底できるような、細かなマニュアルにすべく、通達等を発出したところがございます。

木南委員

結局、マニュアルにも欠陥があったと、こういうことが言えるわけですね。

鹿山警務部参事官兼首席監察官

徳島県警がしておるマニュアルに関しましては、今現在、大きな部分では間違っていなかったと思います。ただ、それが実態として、現場で執行できなかったということは、細かい部分について指導、指示が徹底していなかった、そのマニュアルの部分についても、細かな部分まで指導を徹底すべきということでございます。

木南委員

空の棺と遺体が入った棺と、持った人が区別がつかなかった理由を、説明いただきたいと思っております。

鹿山警務部参事官兼首席監察官

今回の棺の重さですが、およそ10キロ以上、まあ、20キロ未満ではないかということでございます。捜査員自体も、実を言うと軽いなという印象を持っておったようですが、路上で発見されてかなり軽い御遺体であったという、もともとは捜査員の思いこみが今回の事案を引き起こしたと考えております。

木南委員

処分等もされとると思いますが、その内容をお聞かせ下さい。

鹿山警務部参事官兼首席監察官

今回の職員に関しましては、注意しているわけですが、関係者については、2名の者が棺を運んでおります。この2名の者につきましては「業務指導」といたしました。ただ、その幹部である者につきましては、幹部としての責任を果たすべきということで、業務指導ではなく、「所属長注意」という処分をしております。

木南委員

この処分は、重い軽いの段階があると思うんですが、それが、どれくらいの段階なのか。私はこれは、5万円の損害賠償が終わったからということで片付けられる問題だとは思っておりません。最初に公安委員長からも、あるいは、本部長からも、安全・安心を確保するんだと、そのために県民の、私は信頼を得るべきだと思うんですが、この処分の重軽といますか、重さ軽さから言うと、警察の処分の重い軽いのランキングから言うとどれくらいですか。

鹿山警務部参事官兼首席監察官

処分の重さ軽さというのはなかなか言いがたいところがあると思うんですが、一番重いのであれば、「懲戒」という部分。ですから、いわゆる免職から始まりますし、そういう意味で言えば、今回の「所属長注意」もしくは「業務指導」というのは、軽いという部分に入ると思います。

木南委員

これ、監察局はそうなんですが、警察の内部としてこのミスというのは、どの程度のミスとして認識されとんのかを県民の1人として、ちょっと理解しがたいところがあるんですがいかがですか。

鹿山警務部参事官兼首席監察官

処分に関しましては、監察の専門の立場として、相当な部分で処分したと考えております。ですから、この内部的な処分でございますけれども、県民の皆様方に、今回の事案について軽いと認識しているわけではございませんので、処分の段階としてこういう処分をしたということでございます。

木南委員

今回の処分の次に軽い処分、その次に軽い処分というのは、どんな処分になるんですか。

鹿山警務部参事官兼首席監察官

処分というのは、懲戒処分というのがあるのとは別に、内規で決めた処分というものがございます。それ以外に各上司の方が指導する業務的な指導というものがああります。今回

棺を運んだ者に関しましては、いわゆる一番下の業務指導，上司が部下を指導していくということでございます。幹部に関しましては、要は内規に定められた処分の一つの措置でございまして、その中間でございます。

木南委員

私が言っとんのは、結局、この処分というのは、結果に対する処分だろうと思うんですが、これは、不幸中の幸いとして空だった。実害はあんまりなかった。例えば、害があるとすれば、棺の実費負担、あるいは、もしかしたら、火葬場の燃料費等があると思うんですが。この金額で評価したのか、あるいはマニュアルの欠陥であれば、また違う問題がある。ヒューマンエラーであれば、資質の問題ですから、違う問題があると思うんですが、そこら辺の判断基準を教えてほしいと思います。

鹿山警務部参事官兼首席監察官

処分等の判断基準に関しましては、これまでの処分の状況等を踏まえまして、厳正に行っているところでございます。ただ、今申しましたとおり、今回の事案が、この処分をもって軽くしておるのではなくて、処分は処分として今までの経験則等から判断したところでございます。

木南委員

いや、私が言うとするのは、5万円が損害額だったんで、処分をこの程度というのか、過失の度合いで罰金も決まるだろうし何も決まるわけですが、結果がどうであったって過失の度合いは変わりませんよね。そこら辺が、この基準というのが、県民に分かりづらいんですよ。結局、5万円しか損害がなかったから、注意しましたと、こういうことで安全・安心が確保できて、県民の信頼が得られるのかどうかということを私が言いたいわけがあります。

鹿山警務部参事官兼首席監察官

処分の部分で、どういう形で県民の方が考えられるかということでございますが。今回の、例えば、所属長注意処分でございますが、その処分の受けた職員の影響ということから見ますと、例えば、翌年の昇給にも関わってきます。また、本年度の勤務手当の抑制等もその処分に付随して発生していくということで、部内的には非常に厳しい処分ではなかろうかと考えておりますが、ただ、部外の方によりますと、県民にそれが充当かどうかというのなかなか御理解をしてくいだろうと思っておりますが、今現在は、これまでの状況からみてしたということで、5万円では安いからという、そういう認識ではございません。

木南委員

非常に後ろ向きな議論，起こったことに対してどう処分だとか，こんな話になったわけ

ですが。信頼を、安全・安心を県民に与えるというのは、今後どう取り組むかっていうのが非常に大事でないかと思うんで、そこら辺りの決意をお聞かせいただきたいと思います。

吉岡警察本部長

木南委員から、厳しい御指摘を受けました。確かに、今回のミス、二度と起こしてはいけないということで、様々な具体的な確認をしなければいけないことを含めて各署に通達をして、それを徹底し、再発を防止する、これをしておりますけれども、これだけでは、信頼回復にはつながらないと当然考えております。

やはり、信頼を回復するためには、それ以外の、地元の治安を守る、パトロールをして犯罪を防いだりとか、交通取締りによって交通事故を防いだりとか、警察が取り組まなければいけない様々な現場の仕事、これで成果を挙げて地域の安全安心を高めていく、これに尽きると思いますので、それに全力で取り組んでまいりたいと考えております。

木南委員

やっぱり、その地域の安全・安心を守るというのは、警察の、公安委員会のお力によるところが多いと思いますので、県民として、あるいは議員として非常に期待をしているわけでありまして。処理も非常に大事であります。将来に向かってのことも非常に大事だと思うんで、信頼回復のために全力を尽くしてほしいとお願いして終わります。

大西委員

今、木南委員さんが、質問をしたことにちょっと私もお聞きをするというか、感想というか、述べさせていただきたいんですけども。

つるぎ町の駐車措置が不十分で、車が勝手に動き出してどっかに当たったという損害、それもそうだと思うんですが。結局、サイドブレーキを引き忘れた、あるいは、パーキングに入れ忘れた、そういう類だと思いますが。

今質問があった、遺体の引き渡しの誤り、こういったことは、毎回、各委員会ごとに、交通事故の報告、損害賠償の額が専決処分されましたと報告されるんですけども、特に、今回この2件は、普通に考えると、私も車を運転してますと、当然サイドブレーキしっかり引くし、サイドブレーキを引いてなくて勝手に坂を車が走ったら、もう大事故になるなっていうのが分かるので、当然パーキングに入れてサイドブレーキを引く。これはもう普通、常識、いわゆる警察官じゃなくても、車を運転してる人は、当然こういうミスがあったら、皆さん方から罰せられるわけですよ、私ら一般県民は。

それと、遺体の引き渡しにミスがあったということなんかも、遺族の気持ちを考えると、遺体取り間違えみたいなことになってないわけですから、不幸中の幸いなのかなあと思いますけれども、こういうこともいろいろさっき質問されたときに聞いてますとね、棺が意外と軽かったなあみたいなね、そういうので、なんでそこで確認しなかったのかとかね。担当者が違うからといって、引継ぎがきれいにできなかつたんですって言うけど、なんで引

き継ぐときに、移送する人が中を確認するとか、普通するんじゃないかなど。どんな事業所でも、「これ、運んでよ。」と上司から、社長からいわれて運ぶときに、中は確認しますよね。そういう確認するのが普通じゃないかなど、こう思うわけですよ。

一つだけ、とにかくこれはうっかりミスというか、基本がなってないというか、そういう問題ではないかなと思うんですよ。そしたら、前田公安委員長さんも、立場上は警察行政をチェックする方だと思うんですけどもね、あとは、それぞれが基本的なことをやっておさえていくということもあるんでしょうけども、やっぱりこれ全体が今求められてるものであると思うし、先輩が基本的なうっかりミスをしていたら、後輩に示しが付かないと思うんですよ。

こういうことに対しては、今の本部長の話だと、警察業務をしっかりと信頼をまた取り戻すという話ですけども、基本的な部分、確認するとか、声を掛け合うとか、それから、連絡報告するとか、いうことが義務付けられてなくても、上司と部下、あるいは担当者同士で連絡、報告、確認をするということができてなかったら、鉄の団結の警察の組織が成り立たないと私は思うんですよ。それで、一言だけでも良いですから、こういういわゆる今入ってくる人たちをしっかりと基本的に厳しくやるっていうんじゃないで、今警察の中で先輩として頑張っておられる人が、あんまりがんじがらめになってもいけないとは思いますが、ただやっぱり基本的なことをもう一回確認するみたいな場所が必要じゃないか、そういう声をお互い掛け合うっていう場が必要じゃないかと思うんですが、その決意を言っていたきたいと思います。

吉岡警察本部長

大西委員から、基本的なことの漏れ、ミスだということを御指摘受けましたけど、正にそのとおりでございまして。警察学校に入った新人、若手だけではなくて、これは当然、県警の全職員に共通する課題だと認識をして、それぞれの職場で様々な教養、いわゆる任官教養、研修でございまして、そういったものを通じて、基本事項の徹底、以前より増してしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

大西委員

それで、今も申し上げましたけれども、警察は鉄の団結で、中が全然分からない、外部から分からないというのが昔からありました。ちなみに、これは質問ではないんですが、私は、総務委員会から閉会中の調査で、東京に行かしていただいたんですけども、自転車の対策、自転車の適正利用の対策で、都の担当者の方にお話を聞いたんです。「本部長さん誰ですかね。」って言われて、吉岡さんだと言ってたら、下の名前で「健一郎さんですか。」という話になりまして、警察組織って言うのはいろいろ上部、全国津々浦々つながってるんだなと思いました。上部だけつながってるんじゃないで、徳島県警の中でも、やっぱり上司と部下が、いつもつながってるというようなね、そういうようなことになってほしいなと思います。

今日は事前委員会ですので、一つだけお聞きをしておきたいと思います。

この7月の参議院選挙からインターネット選挙，ネット選挙が解禁されるということで，法律が通りました。これについて新聞では，さほど変わらないと言えば変わらないんですが，このインターネットの部分が大きく，ある意味では，非常に劇的な変化ということにもなると思います。そして，新聞によりますと，警察当局が警戒するのは，ネット上での「なりすまし」，サイトの乗っ取り，こういったものが非常に警戒されるということが書かれております。警察庁がそういうふうに使われてるんだなと思います。従来の取締りよりも，手間と人手がかかることも間違いないと。また，警察庁が全国の警察への通達で，サイバー犯罪捜査部門との連携強化の他，ネット上の誹謗中傷，「なりすまし」の告訴を確実に受理することも求めたと。ところが，7月というのを想定されてなかったのか，来年からと思っていたのか，警視庁のある方は，「予想以上に早い導入で職員の意識が追いつかない。できることをやっていくしかない。組織的大規模なものなど，悪質性の高いものから摘発するしかない。」こういうようなことを言われております。

そこで，お聞きをしたいんですが，インターネットと言えば全国，全世界，どこでも通じるわけですね。このネット選挙に対する法律上の取締りってというのは，いわゆる警察庁がやるのか，あるいは警視庁が代表してやるのか，それとも，各県警，徳島県警でも体制を組んでやるのか。そして，これについては，もし摘発するとしたら，どういう形なのか。ネット選挙での「なりすまし」などの違反が行われたときに，徳島県内の方がしたのか，隣の県の方がしたのか分からないけれども，該当者がいる。候補者の方が，徳島県内の選挙区の候補者に攻撃されたと，「なりすまし」をされたということになったら徳島県警が捜査するのか。

どういう違反があったら徳島県警が出動するのか，今のところわからないですね，県会議員としては，こういう状況であれば県警が動く，県警が捜査するんだということを，皆さんから聞かれた場合にお答えしなければいけないので，簡単にお答えいただきたいと思います。

松岡刑事部長

お答えいたします。

今回，インターネット使用の選挙ができることで，いろいろな規制がございます。これにつきましては，個別の分でお話しをするということになりますけれども，今御質問の，違反があったときに，どこが犯罪を捜査していくのかということでもございますけれども，これは，各都道府県，認知をした警察が捜査をするということでもございます。例えば，徳島県の候補者，あるいは全国の方でありましても，どこで犯罪が発生するか分かりません。誹謗中傷文章等，メール等で送られるという可能性がございますので，それにつきましては，認知した都道府県が主となって捜査を進めていくということで統一をいたしております。ただ，事案の特殊性というのがございますので，状況に応じまして，各都道府県が連携をいたしまして，共同で捜査をするということもございます。以上でございます。

大西委員

そうしますと、私どもも、応援しておる比例区の候補者人がおります。例えば、徳島県で私その人のメールをもらった、あるいは、その方のいろんなサイトを見てた、そうすると、この人が書くようなことじゃないというようなものがあつたときに、私が例えば県警の方に告発する。そうすると徳島県警の方が、これは「なりすまし」か、あるいは乗っ取りか、あるいは誰か第三者が中傷誹謗してるのか、こういうことを捜査できる、あるいは捜査するということで間違いないのでしょうか。

松岡刑事部長

そのとおりでございます。

告訴告発等も含めまして、そういう違法事案があるということになりますと、当方で捜査をするということでございます。

大西委員

分かりました。

もう一つ。認知した警察本部が捜査をするということですので、徳島県内で認知した場合は、それが告発されたとか、皆さん方が認知した場合に、捜査が始まるということでもありますけども、あるいは、各県共同でやるということもあるのかもしれないということですが、徳島県警でのネット選挙に対する取締りの体制はどういうふうになっておられますか。

松岡刑事部長

体制でございますけれども、これは現有の捜査で進めていくということでございます。現在は、各捜査員に対しまして、インターネットを利用した選挙違反の捜査要領、あるいは取締り上の注意事項、これらについて十分な教養を実施しておるところでございます。また、従来以上に能力技術等も必要になってまいりますので、それぞれのサイバー犯罪捜査担当者、生活安全部門等もございまして、県警を挙げてそういう担当者やあるいは情報通信部門、これらとの連携を更に強化をしてまいりたいと考えております。そしてまた、先ほど申しましたけれども、事案の性質から必要に応じて、警察庁、あるいは各都道府県と連携をして適切に対応してまいるというところでございます。

大西委員

分かりました。

ただ、今ので、もういっぺんお聞きしたいのですが、一番最初のお答えの、現有の体制で捜査を進めていくということで、各警察官が研修したりして、それに対応するというような趣旨のお答えがありました。ということは、つまり、刑事課、刑事部門だけでなく、

地域課であるとか、その他いわゆる警察官と言われる方は全員が、例えば、自分がインターネットであるとか、職場のインターネットで例えば見たときに、そういうものがあれば、それを捜査の対象にしていくということなんですかね。それは、例えば地域警察の交番勤務の方なんかはもし見つけた場合に、サイバー取締りの方に連絡するのか、刑事部門の方に連絡するのか、結局どこが責任を持って、窓口となっていくのか、多分刑事部門だとは思いますが、そこら辺をもう一回確認のためお答えいただけますか。

松岡刑事部長

ただ今、大西委員御指摘のとおり、各警察官がそれぞれのインターネットでありますとか、そういう情報を入手した場合は、選挙に関することでございますので、捜査二課に連絡をする。それで、捜査を進めていくということになります。

大西委員

分かりました。

今後、この件に関しては、中央からも、いわゆる選管としても、こういうのが良いのか悪いのかみたいな話も出てくるのではなかろうかと思っておりますので、今後もこの問題に関して、警察の対応についてお聞きしたいことがあったら、また引き続き質問してまいりたいと思っております。今日は以上で終わります。

森本委員

ネット選挙解禁ということで、各党、私たちもそれぞれ勉強会などをしてきました。ツイッターとかフェイスブックとか、SNSを自由に使ってる政治家にとっては大変良い時代が来たなというような気がしてるんですけども、一方、警察庁はじめ各都道府県警にとっては大変な時代になったんじゃないかなと思います。選挙違反だけ考えても、おそらく無制限なわけなんですよね。今までみたいに、どこどこで飯食って、お金配った、飯食わした、そんな単純なものじゃないし、やっぱり見えないところでいろんなことが展開するというのがこのネット選挙であろうと思います。おそらく法案化した国会議員の大半もよく分からないままだったろうと思うし、警察庁及び各都道府県警でも、私はどれだけ皆さんが把握されているのかなというような非常に疑問を感じるようなことなんですよね。それだけ、最近のネット犯罪を見ても、皆さんのような捜査の専門家以上の素人というのが、ほとんどプロに近いような連中というのが、五万と日本中におりまして、都道府県だけで対応というのは、それだけ考えてたらとんでもない話になるんじゃないかなと思います。誹謗中傷というのが、一番我々が心配するところなんですけども、警察的に言ったらあらゆる選挙違反に関わってくる。買収事案も当然関わってくるわけですよね。お金を払って業者に、個人に対価を渡してネットで選挙運動をさせた。これはもう当然買収行為になるわけですね。いろんな形のびっくりするようなことが、起こるんじゃないかな。まだまだ、この参議院選挙というのはスタートですけどもね、びっくりするようなことが起こると思

います。

例えば、去年、ある県議さんのツイッターが炎上いたしました。これは、朝日新聞とか、徳島新聞も大きく報道されました。ツイッターは炎上して閉鎖をしたんですけども、やっぱり非常に悪質な連中がおりまして、彼のスレッドを「2ちゃんねる」に立ち上げて、そこに全国から悪口を書き込む。あることないことを書き込まれてましたよね。だけど、それはいまだに放置をされたままになっている。

私の身近な人間でも、個人攻撃をされて「2ちゃんねる」に書かれた人っていうのは、やっぱり削除されないまま2年も3年も4年もそのまま残っている。本人がサイト業者に削除要請をしても全然削除されない。ネット人口が多いんで、一つの小さな声になかなか対応できないということも聞いております。書いたら最後、削除できないというのが今の世界であります。フェイスブックやツイッターなら、自分で書いたものは自分で削除できます。しかし、さらされた場合というのは自分の力ではどうしようもない。「2ちゃんねる」の世界では、5年も6年も7年も、大変な社会問題になるくらい、問題になっております。選挙の誹謗中傷っていうのは多分、私はこれに近いような形になると思います。現実的に「2ちゃんねる」に対して名誉毀損とか、削除さえできていないのに、さあ、この選挙で対応できるかなというのが私の非常に心配するところであります。「2ちゃんねる」の政治欄を見ていただいただけでも、すぐに分かると思うんですけどね。「維新」とか「みんなの党」はスレッドを立てられて、毎日何百件も悪口を書かれるわけなんですよね。そういう状況が今のネットの世界では続いております。これでおそらく選挙違反というか、今回のネット選挙に全部つながることだと思うんで、私はそう簡単に、被害届があったら削除するとか、簡単に考えない方が良くと思うし、多分大きな混乱が起きると思います。

一つだけ具体的に教えていただきたくても、この書き込みを削除してください、そういうお願いを都道府県警にした場合、これは県警の専門官が対応するのか、ウェブサイト業者に削除命令を出して削除させるのか、どういう形になりますでしょうか。

松岡刑事部長

お答えを申し上げます。

これは、選挙運動期間中にインターネットの選挙運動、あるいは、逆に当選を得させない、落選を目的とした面も先ほどありましたようにございます。こういった自己の名誉等を毀損された方、こういう被害者となりうる候補者、又は政党等は、そのサイトの管理者に対して削除の要請をしていくというのが原則でございます。警察としては、状況に応じて、原則としては警察から削除するというものではございません。プロバイダの方で削除していただくということが原則ということになってございます。

ただ、今回の法の改正に伴いまして、「プロバイダ等責任制限法」というのがございますけども、これも一部改正をされてございまして、選挙運動のためにプロバイダ等に削除要請をした場合、そのプロバイダは情報発信者に対する削除同意期間というのがございま

して、現在は7日間という、7日間回答が戻ってこなければ削除するということになってございますけども、これが2日に短縮をされておる。早急にやらなければならないということでございますので、そういう2日間回答がないという場合は削除する。この削除するというのは民事上の損害賠償請求の責務を負わない。プロバイダがそういう責務を負わないということになってございますので、早急に対応ができるんじゃないかなと思っております。

それと電子メールアドレス等の表示義務っていうのが今回できましたけども、この表示のないもの、氏名や名称等、これのないものについては、プロバイダの方は無条件で削除しても、民事上の賠償責任は問われないというふうに改正がしておりますので、プロバイダの方で適切に削除していただけるものと、当方では考えております。

森本委員

やっぱり、県警で、専門官がさっと削除してくれたら一番早いんですけども、とてもじゃないけど無理というのはもちろん分かっております。プロバイダにしても、会社によって力の差があるんですよ。例えば、サイバーエージェントみたいにでかい会社だったら、おそらく対応はできるんだろうけども、怪しげなサイトを抱えているところはいっぱいあるし。今までの「2ちゃんねる」の実態なんかを見る限り、私は、今回2日以内で削除というのが、果たしてできるのか、難しいのではないかという気がいたします。

参議院選挙が告示になったら、恐らく書き込みというのが、山のように増えるだろうし、非常に巧みな形で誹謗中傷するネットの専門のマニアがたくさんいるんで、私は徳島県警も大変だなという思いで、本当に心から同情する思いだし、やっぱり解禁した以上は何か摘発をせなんだらいかなんという刑事部長の思いも出てくるだろうし。今後ためにこの参議院選挙というのは非常に大事なんで、きちんと頑張っただけで対応していただきたいなと思っております。

選挙に関する誹謗中傷というのは、「2ちゃんねる」では毎日毎日、今回の参議院に限らず、延々と起こっていることなんですよね。もうすごいですよ。地方選挙の場合なら、容疑者も浮かびやすいですけどね、選挙区も狭いんですから。しかしながら、国政選挙の場合は、党対党の戦いというので、徳島県警の刑事部であっても、日本全体、世界全体を相手に捜査をしなければならないということを、肝に銘じていただきたいなと心からお願いをいたしますし、刑事部長には何らかの成果を期待をしております。

あと一つ、ニュースで気になったことがございました。交通安全協会の話です。

この度、徳島県議会の樫本前議長が交通安全協会の会長に就任をされたということで、私たちにとっても非常に関係の深い団体であります。これまで交通安全協会が行っていた運転免許更新時講習の業務が初めて入札になった。私なりにちょっと衝撃を受けました。交通安全協会と言ったら、私は県警本部、公安委員会と一体のものであって、いわゆる警察外の立場から、地域、あるいは民間の立場から、県警とともに交通事故防止に頑張っている、また、あるいは、免許更新等の時に講習なんかで手伝ってくれる、非常にしっかり

した組織だと思っておったんですけどもね、これが簡単に入札によって、これから一般業者にひょっとしたら渡ってしまう可能性があるということを考えるに及んで、やっぱり交通安全に対して心配が出てきたところでもあります。この一般入札にかかる経緯を教えてくださいましたら。

広瀬交通部長

更新時の講習につきまして、一般競争入札に移行した経緯でございますけども、今までは委員御説明のとおり、交通安全協会がその設立した目的、あるいは、人員体制等から、当然交通安全講習について十分な組織で、業務を円滑にできるということで、随意契約で契約をしておりました。しかしながら、平成16年11月に、「規制改革・民間開放推進会議」が総理大臣に答申したことや、あるいは、平成19年11月に、「公共調達適正化に関する関係省庁連絡会議」において、現に民間委託している業務のうち随意契約を行っているものについて、一般競争入札等、競争性のある契約方法への移行を検討するよう決定がなされてございます。警察庁からも、これを受けまして、各都道府県に、各警察の関係業務の民間委託等の見直しについて求められたところがございます。警察庁のこういった方針を受けまして、平成20年度から違反者講習については一般競争入札、また、今御指摘の免許証の更新時講習、これについては平成23年度から一般競争入札としておるところでございます。以上でございます。

森本委員

そうすると、平成23年度からやられて、今年初めてこうした形で入札というのが行われたということですけども、全国では、大阪府警で、民間のコンサルタント会社が落札をして業務をされていると聞きました。何かお話を聞いてますか。民間に変わって、大阪の状況が変わったというような話はないでしょうか。

広瀬交通部長

大阪が、一般競争入札で民間が参入したということで、今年度から入っておると聞いておりますけれども、当初少しの混乱はあったようですけれども、現在はスムーズに更新業務、委託業務がなされておると承知しております。

森本委員

徳島県でも、7年ぐらい前から指定管理者制度を導入して、いわゆる外郭団体と言われるところが民間に委託をされるという形になり、県いわく、相当経費の節減も進んでいると聞いております。簡単に言うとこれも指定管理者制度みたいなもんですけれども、私は、他の指定管理者制度と同じように考えちゃいかんなと思っております。

免許更新というのは、3年あるいは5年の間に、慣れっこになってしまった私たちドライバーが、あるいは、その間に違反をした、事故を起こした我々ドライバーが、更新の時

にもう一度再教育をしてもらうというのが、一番大事だなと思うんですよね。日本の免許制度を守る上で。これまで、いろいろ御批判ももちろんありましたけども、交通安全協会が延々と担ってきたものを民間にぽっと渡してしまって、民間が交通安全教育をきちんとできるのか、これが一番心配するところなんですけれども、その点はいかがお考えでしょうか。

竹内警務部参事官兼会計課長

御指摘の免許講習委託業務は、道路交通法の規定にのっとり実施される公共性の高いものであることを踏まえまして、受託業者は、自動車等の運転経歴や交通安全に関する業務の経歴等を考慮した上で、知識、経験及び教育能力において十分な適性を有する者をもって行うべきものと認識しております。また、会計的側面で申し上げますと、契約に際しては、競争原理を働かせることにより、経済性を考慮することも時代の要請でもございます。議員御指摘のとおり、過当な競争の結果、業務のクオリティーが低下し、サービスの低下につながるものがあってはならないものと認識しておりまして、今後とも、経済性、効率性と業務水準の確保の両面が担保できるよう、その在り方について検討を進めてまいりたいと考えております。

森本委員

指定管理や業務委託では、「安かろう」は必ず「悪かろう」が来るというのは、警察も十分認識されておるとお思います。5、6年前にあったでしょ、県警本部庁舎の掃除。これを競争入札した結果、あり得ないような数字で、大阪の業者が落札しましたよね。清掃員もほとんど来ない、掃除ほんまにしたんかっていうくらい汚い、えらい目にあいましたというのがその時の県警全体の皆さんの御意見で、入札というのはある意味ちょっと懲りましたということ、私は当時の担当者とか幹部から聞きました。県内にもビルメンテナンス協同組合があって、私も顧問をさせていただいてんですけども、そのとき、それ見たことかというような話でした。いまだに県警の事例というのが私どもの勉強会で出てくるくらい失敗した事例であります。

それで、私も非常に気になりますので、公安委員会、県警の業務に直結する、やっぱり免許の更新を中心としたものは、やっぱり今までどおり、交通安全協会に委託をする、できるような形を守るべきじゃないかなと、これは御批判も多分あるとお思いますけどね、でもやっぱりそう思います。

たちまち、安全協会が担っていたもの、免許更新の時に協力費、あれも昔、我々20代の時ほぼ100パーセントだった。「いや、僕はいいです。」って断るのは、ちょっと変わった人やった。当時はね、そう言われとる時代やった。それがやっぱり、新聞なんかで、投書をされて、当たり前のように取られるのはおかしいという考え方に変わってきて、どんどんどんどん加入率が落ちて、安全協会の維持管理が非常に厳しくなっておるとい側面もございませう。免許更新の時に見ていたら、若い人なんかは全然、窓口で、払っていな

い。どのくらいの率か、率を書いたら皆安心して、また払わんようになるから、率は聞きませんが、かなり下がっております。

しかしながら、これはやっぱり、県警と一体となった交通安全協会がしてくれるから私も払とんですけども、これ例えば、大阪や神戸や東京の何じゃらコンサルという民間の方が窓口に来て「協力金払え。」って言われても、絶対払わん。民間の人に何で我々が寄付をしなきゃならないのかという発想に多分なります。委託費を入札で取り合いをして、安い価格でとって、その上、その協力費も入らないとなったら、質の悪い免許講習をされるんじゃないかなと思います。その結果、悪いドライバーが増える。これは間違いないですよ。やっぱり年数をかけて、1年2年3年、そういうことを繰り返したら、やっぱりドライバーの質というのが必ず落ちてくる。そういう意味でね、これ御批判も反対する御意見もあるかも分かりませんが、私は交通安全協会と県警というのは、公安委員会というのは、一体のものである。その交通安全協会に何とかこれからも入札をしても仕事を取ってもらえるように、やっぱり民間に対しても、雑な仕事では務まりませんよというようなハードルをきちっと決めてもらいたいなと思います。

最低制限価格ももちろんですけども、前の掃除みたいに、最低賃金を割るようなお金で出したらいかんですよ。そういう面で、最低制限価格を設けるとか、業務内容にきちっと厳しい足かせなりハードルを設けるとか、そういうことを県警単位で考えていただきたいと思うし、前田公安委員長からもそうしたことを県警に御指摘をいただきたいなと思います。いかがでしょうか。

竹内警務部参事官兼会計課長

先ほど申し上げましたとおり、委託業務に関しましては、競争性の確保と業務のクオリティーの確保の両面から検討してまいりたいと考えております。また、最低制限価格の設定につきましても、委託業務ごとにその内容等を精査した上で、検討すべきものと考えております。

藤田元治委員長

小休いたします。（12時00分）

藤田元治委員長

再開いたします。（13時02分）

吉岡警察本部長

午前中の森本委員に対する会計課長の答弁を補足させていただきたいと思っております。

交通安全協会につきましては、これまで交通安全に果たしてきた役割、また、貢献した御功績、これは非常に大きいものがあると認識しております。したがって、県警察といたしましては、引き続き十分に連携をして、交通安全、交通事故防止に努めてまいりたい

いと考えているところでございます。

委員御指摘のありました更新時講習，違反者講習につきましては，ドライバーに直接交通安全教育をすることができる貴重な機会でございます。これを充実強化することによりまして，直ちに交通事故防止に大きく影響するものということで，非常に重要なものということで認識をしているところでございます。ただ，一方で我々は競争原理導入によります歳出削減，これにも努めていかなければいけないのも事実でございますので，引き続き今後とも，その両面が十分確保できるよう，常にその在り方というのは検討していきたいと，このように考えている次第でございます。

喜多委員

交通安全についてお尋ねしたいと思います。

職員の数1,532人が3名増えるということ，事務職員も含めてプラス300名ということで，冒頭，本部長から説明がありました。いつもでありますけれども，1,500プラス300，1,800人の皆さん方によって，徳島県の治安維持，安全・安心が守られているのでなからうかと思っております。特に，15の警察署の本当に山奥まで，交番も含めて，行き渡つとる安全管理，安心・安全の対策について，私はいつもすごいなと思っておる一人でございます。これからも，ぜひとも頑張ってください，安心な毎日の生活ができるようお願いをしておきたいと思っております。

今朝も来る途中，警察本部前の掲示板にありました。6月4日現在，交通事故件数が1,972件で，前年度2件プラス。亡くなった方が21人で，プラス10人。怪我した人，傷者が2,415人で，マイナス18人ということで，10年くらい前から5年くらい前までの間が，亡くなった方が60人から約80人くらいで，だんだんと減ったり増えたりしています。そして，平成20年から23年までが40人から50人。そして，昨年が，平成24年が32名ということで，激減をしております，これも本当に一人一人の現場の方々共々に交通安全，交通事故防止に努められた結果でなからうかと思っております。事故件数も，平成16年の6,774件から，平成24年の5,012件と，増えることなくずっと減ってきております。これも一日一日，毎日毎日の努力の積み重ねではないか，本当にすごいなと思っております。

交通事故の死者数が21人，プラス10人ということで，あと半年余りということで，これは増えてほしくないなと思っておりますけれども，この半年間で，今までにないたくさんの死者が出たという現状と特徴についてお尋ねをいたします。

広瀬交通部長

昨年は，死亡事故が32名ということで減少いたしました。本年に入りまして，現在21名ということでプラス10名という状況でございます。

特徴でございますけれども，昨年の高齢者，65歳以上の死者は，62.5パーセントでございました。現在，21名のうち，高齢者は16名，パーセンテージにしますと，76.2パーセントと，高齢化の進展が交通事故の方にも影響しておるような状況でございます。また，一

般事故につきましても、65歳以上の方が第一当事者になるのが、他の年齢層に比べて高い状況から今後、高齢者対策が交通被害者の防止のキーになると考えております。

喜多委員

65歳以上の高齢者が76.2パーセント、去年より14パーセントも増えたっていうことについて、いろいろと偶然の積み重ねもあろうと思いますけれども、残念な思いがしております。それに引き替え、今まで多くの問題になっておりました、通学途上の小学生、中学生、高校生もですけれども、以前は交通事故多発しておりましたけれども、最近は、聞きません。それについては、良かったなあという思いと同時に、高齢者の事故についてもうちよっとどないぞならんかいなちゅう思いがいたしております。

今も本部長から話がありました、交通死亡事故多発警報が出されたということでもあります。注意報と警報があるようでございますけれども、どうなったときに警報を出すのかという、何か基準があるんですか。

広瀬交通部長

死亡事故が多発したときに、それを抑制するというので、緊急的に対応をとるということで、警報というのを設けております。警報は2種類ございます。全県下に出します「全県警報」と、地域別、警察署単位で管轄区域ごとに出す「地域警報」がございます。県下に出す全県警報は、おおむね10日間で死亡事故が4件以上発生したときに、知事の決裁を受けて警報を発令をしております。また、地域警報は、おおむね1か月に死亡事故が3件発生した場合に発令することとしております。警報発令と同時に、警察署等では、取締りあるいは関係機関と連携したキャンペーン等で交通安全意識高揚を図っておるところでございます。

喜多委員

説明いただきましたように、警報と注意報、出したときの後も周知っていうか、県民に対しての周知は、どないしよんですかね。

広瀬交通部長

発令されますと、各自治体あるいは関係機関につきましては、県の主管課から文書等で伝達し、また、受けた自治体は、関係機関等に会議等をもって周知しておるようなところがございます。また、警察といたしましては、地域警察官が発行しております駐在所速報とか、あるいはミニ広報紙、その他地元の有線放送、ケーブルテレビ等で発令しておるということを注意を促しております。その他、警察あるいは県が所管しております交通情報板、それに警報発令中というのを掲げて安全意識の徹底を図っておる状況でございます。

喜多委員

警報が出ると、注意報が出ると。出るとけん、もっと注意しようかっていう単純なものではないとは思いますが、警報出すことによって、注意報出すことによって、これはもっと気をつけないかなあという思いがあると思いますので、広報をしっかりとっていただきたいなと思っております。

交通事故死亡者が去年よりプラス10人ということで、あと半年の中でできたらゼロに近づける努力は本当に大切でないかという思いがあります。今後の対策、事故発生を防ぐ対策についてお伺いしたいと思っております。

広瀬交通部長

昨年、全国でも交通事故減りましたが、その対策と言いますか、減少した原因と言うのは、やはりシートベルトの着用率の向上、その他、速度取締り等による速度抑制、というのが被害軽減に影響しておるのではなかろうかというようなことが出てきております。今後、本県におきましても、シートベルトの着用、チャイルドシートの着用、速度取締りによって被害軽減を図る。その他、飲酒、暴走、はみ禁と言いますが、悪質、危険性の高い違反ということで、速度違反、飲酒運転、信号無視、追い越し、これが非常に重大だと認識しております。これについても取締り強化してまいりたいと考えております。ソフト面につきましては、先ほど申しましたとおり、高齢者の方が非常に事故当事者になっておりますので、高齢者世帯の訪問活動、これにつきましては、緊急雇用創出事業で、4名の方を非常勤として雇用しておりますけれども、これらは徳島市内、東署、西署で雇用しておりますけれども、この人達が訪問活動により、高齢者の安全意識の高揚を図っております。その他、高齢者の方の交通安全教育ということで、年間数万人対象に各警察署が講習をやっておりますけれども、この講習におきましては、座学といいますか、安全教育以外に、自転車用のシミュレーターとか歩行者用のシミュレーターとか機械を利用した交通安全教育がありますので、実践的な交通安全教育を引き続きやっていきたいと思っております。その他、新聞等で報道されております、やはり夜間事故、歩行中の高齢者の方が事故に遭うので、反射材の着用あるいは、着用でなしに反射材の貼り付け活動等もしてまいりたいというふうに思っております。その他、高齢者の方で身体機能が衰えた方については、運転免許の自主返納制度、これについても、高齢者の訪問員等を通じての働きかけてまいりたいと考えております。以上であります。

喜多委員

いろいろな対策によって、かけがえのない命が守られていくのではなかろうかと思えます。これから半年間余りですけれども、この21人から人数が増えないように、とにかく頑張りたいと思っております。また、幸いなことに通学途中の児童生徒、学生の事故が最近ずっとないんで、これも合わせて続けて頑張りたいと思っております。繰り返しになるんですけれども、21人から1人も増えないような努力を続けていってほしいなということを要望して終わります。

藤田元治委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、公安委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（13時20分）